

平成30年度 日々雇用職員の登録を開始します

次のとおり、平成30年4月以降に雇用する日々雇用職員の登録を開始します。
本登録により、日々雇用職員が必要となった時に必要な期間について雇用されます。

【受付期間・時間】

平成30年1月5日(金)から2月28日(水)まで ※閉庁日は除く。

午前8時30分～午後7時00分

但し、平成30年1月26日(金)までの提出分で一旦募集を締め切り、4月1日からの雇用者の選考を行います。

【募集職種】

募集職種一覧表のとおり。

【申込み方法】

町指定の『日々雇用職員登録申請書』に上半身正面向きで6ヶ月以内に撮影した写真を貼付のうえ、総務課へ持参又は郵送してください。(メール不可)

※登録申請書は、総務課で配布又は町ホームページからダウンロードできます。

※貼付する写真は、本人が判別できるものであれば既存写真でも可とします。(必ずしも証明写真である必要はありません。)

※電話番号は、固定電話及び携帯電話の両方を記入して下さい。(固定電話が無い場合は携帯番号のみ。)

※資格・免許等を記入した場合は、そのコピーを添付してください。但し、普通自動車運転免許の写しは不要です。

【選考方法】

書類審査 及び 面接(随時)

※面接の日時は、登録申請書の受領後に連絡します。

【保険・休暇等】

1日又は1週間の労働時間、1ヶ月の労働日数が一定以上の場合は社会保険等に加入します。

当町の規定に基づき、有給休暇を付与及び通勤手当相当を支給します。

【登録有効期間】

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間限りです。

※翌年度以降も引き続き希望される場合は、毎年度の登録が必要です。

【雇用者及び雇用期間】

日々雇用職員を必要とする都度、登録されている人の中から必要な期間について雇用します。

雇用期間の最長は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

なお、登録されても日々雇用職員を必要とする状況により雇用されない場合がありますのでご承知おきください。

お問い合わせ 輪之内町役場 総務課 TEL 0584-69-3111 / IP-TEL 050-5808-9600